

1 計画の推進体制

(1) 県の推進体制

外部有識者で構成する「栃木県地域福祉支援計画推進委員会（仮称）」等の意見を聴きながら本計画を進めます。

(2) 市町村との連携

本計画や市町村地域福祉計画の着実な推進に向けて、市町村と地域福祉に関する情報・意見の交換を行います。

(3) 必要な財源の確保

本計画に基づく事業を推進する上で必要な財源について、国庫補助制度や栃木県地域福祉基金等の積極的な活用によりその確保に努めます。

また、市町村においても、住民福祉に責任を負う主体として、継続して地域福祉活動に取り組めるよう、活動の基盤整備に努めていくことが期待されます。

2 計画の進行管理

本県の地域福祉が着実に推進されるよう、市町村や社会福祉協議会など関係機関との緊密な連携のもとで進行管理を行うとともに、数値目標の達成状況など本計画の推進状況については、毎年度「栃木県地域福祉支援計画推進委員会（仮称）」に報告するとともに、インターネット等の媒体を活用して、広く県民に情報提供していきます。

また、市町村地域福祉計画の策定状況をはじめ、社会状況の変化を踏まえて、必要に応じ計画内容の見直しを行うこととしています。



ルリちゃん